平成２１年（フ）第９６０２号
大阪府茨木市五十鈴町21番21号
債務者　松﨑かおる
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村ゆかり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７２号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―404号
債務者　畑田　伸弘
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　法之
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３２号
大阪府寝屋川市寿町36番22号、前住所大阪府枚方市出口５丁目５番17号
債務者　池上多美男
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　康郎
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９９号
大阪府豊中市東豊中町５丁目１番14―101号
債務者　森下　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第３５号
長崎県五島市岐宿町中嶽2018番地
債務者　有限会社南部工業
代表者代表取締役　山田　一之
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３５０１号
名古屋市北区金城４丁目８番14号　ａｔｒｉｏ金城302号
債務者　原田　珠美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１号
和歌山県田辺市神子浜１丁目16番14号
債務者　内田　　弘
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第６１号
岩手県宮古市田老字乙部156番地１　コーポひばり101号、申立時の住所岩手県宮古市花原市第１地割34番地７
債務者　藤田　憲吾
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第８１号
岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第16地割45番地
債務者　佐々木博紀
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第８４号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第13地割11番地１
債務者　昆　　博文
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第８９号
岩手県下閉伊郡田野畑村北山91番地３、住民票上の住所岩手県盛岡市月が丘２丁目12番11―304号
債務者　平坂　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第９０号
岩手県宮古市崎山第４地割40番地２
債務者　今澤　弥生
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第２１９号
静岡県富士市森下22番地の１　メゾンアベニールⅡ―102号、前住所静岡県富士市五貫島464番地の４
債務者　鈴木　満夫
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３８６号
釧路市住吉２丁目５番３号
債務者　和田　照美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４１０号
釧路市鳥取北９丁目15番16号
債務者　伊藤　憲一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８９５号
愛知県みよし市莇生町原28番地２　カーサなるき207号
債務者　小澤　五月
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係